

障害者総合支援法 医師意見書作成料内訳書

令和 年 月分

申請者	受給者番号 (申請者番号)													
	(フリガナ) 氏名													
	生年月日	大正・昭和・平成・令和	性 別	1.男 2.女										
請求 医 療 機 関	事業所 名 称													
	所在地													
	電話番号													

作成依頼日	令和 年 月 日	依頼番号					市町村 確認	※
意見書作成日	令和 年 月 日	意見書 送付日	令和 年 月 日					

※の欄は記入しないでください

意見書作成料	種別	1. 在宅 2. 施設	1. 新規 2. 継続	金額					円
--------	----	-------------	-------------	----	--	--	--	--	---

診断・ 検査費用	内訳		点数			摘要					
	診 断										
	検 査	胸部単純X線撮影									
		血液一般検査									
		血液化学検査									
		尿中一般物質定性・半定量検査									
合 計					点数合計×10円						円

請求書	意見書作成料					円
	診断・検査費用					円
	消費税					円
	合 計					円

医師意見書作成料は、在宅・施設別、新規・継続(更新・変更)申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設入所
新規申請者	5,000円	4,000円
継続(更新)申請者	4,000円	3,000円

- ※ 施設入所とは、社会福祉施設、医療施設等であって入院機能を有するものを含む。
- ※ 「施設入所」で支払われるのは、これらの施設等の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が、その入院・入所者に関する医師意見書を記載した場合とする。
- ※ 施設入所者であっても、当該施設と関係ない医師が医師意見書を作成した場合は、「在宅」とする。

主治医がなく主訴もない者が障害程度区分認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき精算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影 ・血液一般検査 ・血液化学検査 ・尿中一般物質定性 ・半定量検査